平成２３年（フ）第３３７号
岡山市北区京橋町12番22号　ふぁみーゆ旭川201号
債務者　髙橋みゆき（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５０号
岡山市南区新保698番地２　芳田市営住宅２号棟508号
債務者　小松冨久美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９号
静岡市清水区相生町２番15号　ロア・アイオイ503号、旧住所静岡市清水区相生町２番19号
債務者　上玉利光子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９１号
静岡県藤枝市大洲１丁目14番地の17
債務者　菊川　秀則
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７号
静岡県浜松市中区名塚町40番地
債務者　野田　悦孝
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目32番23号
債務者　原田　浩邦
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
岡山市北区延友425番地１　シティコーポ延友609号
債務者　佐伯　弘子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
岡山市北区御津矢原375番地１　３号
債務者　板倉　　文
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４号
岡山市南区泉田296番地７
債務者　二宮　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２号
岡山市南区東畦82番地95
債務者　清水　勝江
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５号
熊本県八代市竹原町2148番地　Ｂ203
債務者　藤井　信生
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３４号
熊本県球磨郡相良村大字川辺2556番地
債務者　川邊　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１４１号
北海道釧路郡釧路町豊美１丁目11番地34ル・シュクレＣ号室
債務者　仲山　将司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７００号
横浜市金沢区六浦３丁目15番５号
債務者　入田　哲兵
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７号
沖縄県沖縄市大里２丁目29番35号
債務者　田場　敏也
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部